

県学警連だより No.110

平成30年7月17日



熊本県学警連事務局

連絡先: 熊本県警察本部少年課

096-381-0110

(内線 3084)

「学生スマホ会議」を開催しました!

平成30年7月14日、「学生スマホ会議」が開催されました! 熊本市内全中学校に呼びかけ、参加してくれた中学生、菊池高等学校の高校生、熊本学園大学の大学生計15人が参加し、スマートフォン利用の長所と短所、問題点等について、活発な意見が交わされました。最後に、学生へ「3つの守りごと」、保護者へ「3つのお願い」としてメッセージが次のとおり取りまとめられました。

学生たちにとって、夏休みは、自由な時間が多いため、問題行動が現れやすく、特に最近では、スマートフォン等による非行・被害が増加する傾向にあります。夏休みを有意義に過ごすため、スマートフォン等の正しい使い方について家庭で話し合いの場を設け、必要に応じてルールを見直してください。会議における学生の意見を紹介しますので参考にしてください。



司会進行を務めた大学生

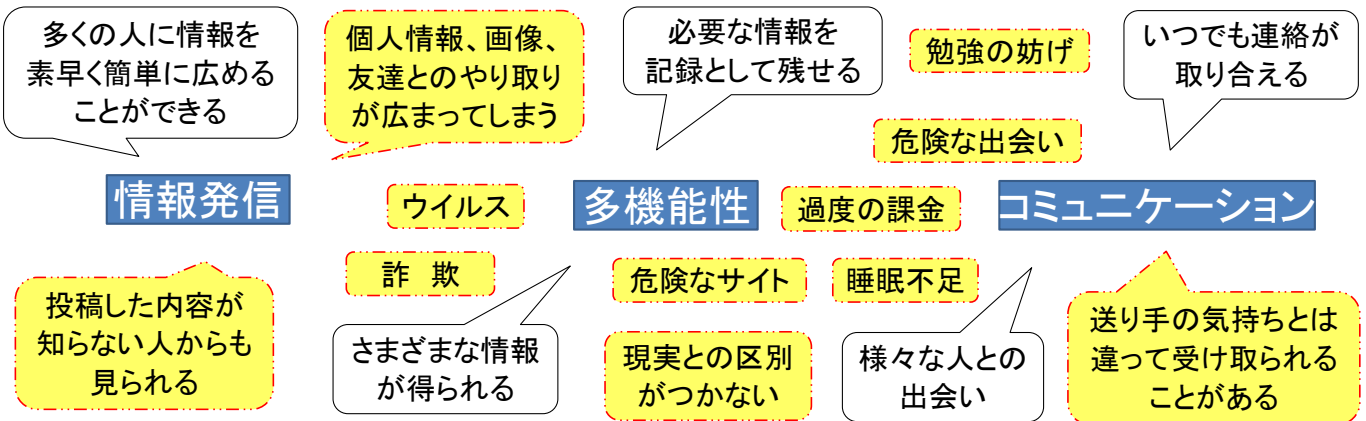
3つの守りごと(学生へ)

- ① 保護者の方にフィルタリングソフトを入れてもらうようにして、そのソフトが有効に作動するようにする。
- ② ラインやフェイスブックなどで知り合った知らない人とは、絶対に連絡をとらない。
- ③ 親とスマートフォンに関してのルールをつくり、それを守る。

3つのお願い(保護者へ)

- ① 買い与えたスマートフォンのフィルタリングソフトは入れただけでは意味がありません。必ず、そのソフトが有効に作動するようにしてください。
- ② 「自分はスマホは使えない。分からない。」などと決めつけず、子供のスマートフォンに関心をもってください。
- ③ 子供のスマートフォンについて、家庭内のルールを決めて、そのルールを守らせてください。

学生が発言した「スマートフォン利用の長所と短所」



スマートフォン利用の長所と短所を踏まえた問題提起 (学生の意見)

- 保護者がスマホの使い方を分かっていない
- 保護者と子供の間でルールがつくられていない
- スマホ利用の低年齢化
- 学生の危機意識が低い

ルールづくりの参考資料

<p>児童生徒のための</p> <p>くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条</p> <p>児童生徒のみならず、携帯電話・スマートフォン/パソコンやタブレット、ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなど、ご自分の情報機器に囲まれてくつします。なかでも、携帯電話・スマートフォンは、もっとも身近な情報機器として、くらしの中で使われています。この携帯電話・スマートフォンを正しく楽しく使っていくために、以下の5か条を参考にそれぞれのルールを決めて守っていきましょう。</p> <p>第1条 (守ろう!私たちの健康な暮らし) 「約束しよう!夜10時から朝6時は使わない!」 長時間の利用が習慣で睡眠不足や健康に悪影響がたり、生活リズムが乱れることが多くあります。夜間や早朝に利用しないなど、使わない時間を確保するための工夫をしましょう。</p> <p>第2条 (守ろう!私たちの安全・安心) 「設定しよう!フィルタリングは当たり前!」 危険なサイトや有害な情報から守ってくれるフィルタリングを解除した使用を避けましょう。フィルタリングを利用し、安全に使いましょう。</p>	<p>第3条 (守ろう!私たちの人権) 「尊重しよう!画面の向こうの相手のこと!」 ネット上の書き言葉や画像、いじめなどで被害者になったり加害者になったり、大切な友だちとの関係をこわしてしまったりすることがあります。相手の気持ちを思いやり、気遣いしましょう。</p> <p>第4条 (守ろう!私たちのプライバシー) 「判断しよう!知らせていいこと悪いこと!」 自分や友だちの名前や住所、住所や電話番号などの個人情報などにより、トラブルに巻き込まれてしまうことがあります。決して個人情報を公開しないようにしましょう。</p> <p>第5条 (私たちの1か条) 自分や友だちの迷惑にならないようルールを守りましょう。</p>
---	---

熊本県教育委員会ホームページ「くまもと 携帯電話・スマートフォンの利用5か条」出典